

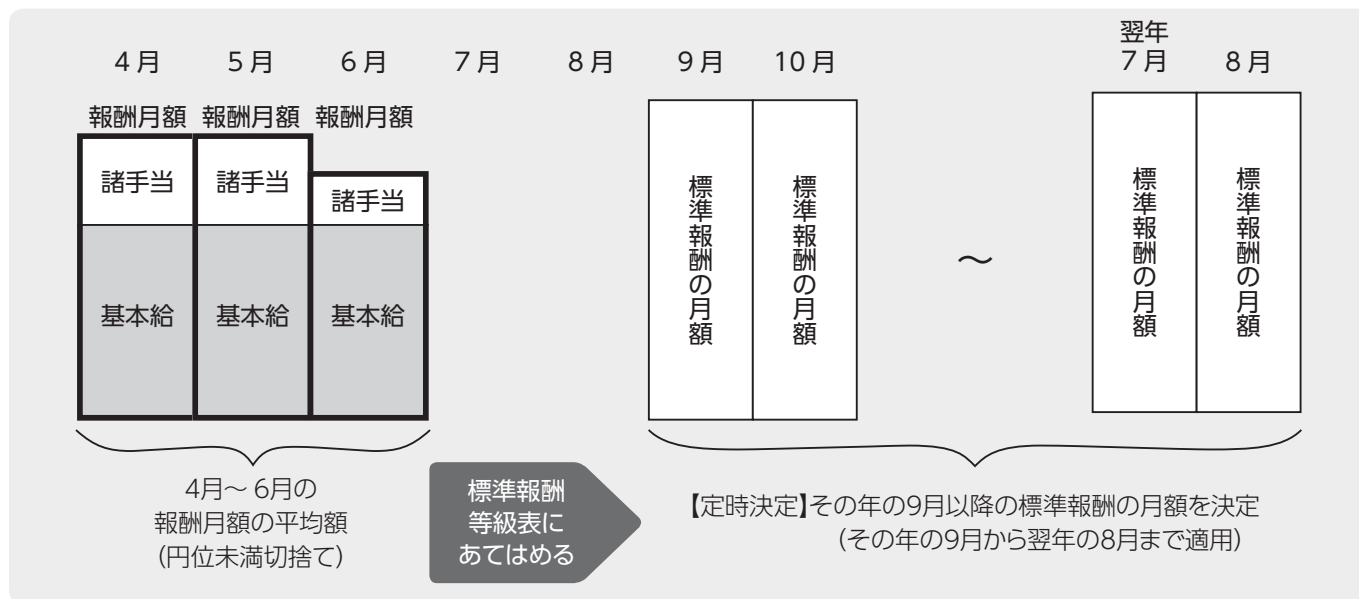
標準報酬制に移行しました ⑥

今月は「定時決定」について説明します。

標準報酬の月額、組合員が実際に受けている報酬と、既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日現在の組合員全員(休業中、休職中、欠勤している者を含む。)について、4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて、その年の9月以降の標準報酬の月額を決定します。

この決定を「定時決定」といいます。

ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われる者は、その年の定時決定の対象とはなりません。



保険者算定(算定結果が著しく不当となるとき)

定時決定は、原則として、4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬月額の平均額により、標準報酬の月額を決定しますが、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって報酬月額の算定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行います。

《年間平均による保険者算定が認められる要件》 ※次の3つの要件を満たしていることが必要です。

- ア 「4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬月額の平均額により算定した標準報酬の月額」と「過去1年(前年7月から当年6月まで)の年間報酬の平均額により算定した標準報酬の月額」との間に、2等級以上の差が生じること
- イ この2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること
- ウ 年間平均による保険者算定について組合員が同意していること



ご注意ください

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響がありますのでご注意ください。

この保険者算定を行う場合には、所属所から申立書及び部課署の代表者から上記イのことに対する理由書を作成いただき、所属所が作成する次ページの「定時決定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」に組合員が署名・捺印をして同意していただく必要があります。

要件を満たす方は、7月中旬～8月上旬頃、ご自身が所属する課の長を経由のうえ、共済事務担当課に確認等をお願いいたします。

定時決定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書

【申請にあたっての注意事項】

- ・この用紙は、定時決定時において、標準報酬の月額を年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所番号	所属所名	企業コード	部課番号	部課署名
証番号	組合員の氏名	生年月日	性別	

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

※ 下記の①又は②に該当する場合は、摘要欄に「①該当」又は「②該当」と記入し、支払基礎日数等は記入しないでください。

算定基礎月の報酬支払基礎日数	固定的給与	非固定的給与	合計	摘要欄
平成 年 7 月 日	円	円	円	
平成 年 8 月 日	円	円	円	
平成 年 9 月 日	円	円	円	
平成 年 10 月 日	円	円	円	
平成 年 11 月 日	円	円	円	
平成 年 12 月 日	円	円	円	
平成 年 1 月 日	円	円	円	
平成 年 2 月 日	円	円	円	
平成 年 3 月 日	円	円	円	
平成 年 4 月 日	円	円	円	
平成 年 5 月 日	円	円	円	
平成 年 6 月 日	円	円	円	

【標準報酬の月額比較欄】 ※全て給与支給機関が記載してください。

従前の標準報酬の月額	短期給付 標準報酬		厚生年金・退職等年金 標準報酬	
	等級	月額	等級	月額
	千円		千円	

前年7月～当年6月の合計額(※)	前年7月～当年6月の平均額(円位未満切捨て)(※)	短期給付 標準報酬		厚生年金・退職等年金 標準報酬	
		等級	月額	等級	月額
		千円		千円	

当年4月～6月の合計額(※)	当年4月～6月の平均額(円位未満切捨て)(※)	短期給付 標準報酬		厚生年金・退職等年金 標準報酬	
		等級	月額	等級	月額
		千円		千円	

2等級以上 (○又は×)	修正平均額(※)
	円

【標準報酬の月額比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- ② 休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- ③ 給与の支払いに遅配がある場合は、
 - ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
 - イ 前年7月から当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定しても差し支えないこと)。
- ④ 前年7月～当年6月までの間に固定的賃金変動が起こった場合でも、報酬月額の平均の計算対象となる月であれば、固定的賃金変動が反映された報酬も含めて平均を計算する。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には「前年7月～当年6月の平均額」を記入する。

【組合員の同意欄】

私は、本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所が申立てすることに同意します。

組合員氏名

印

【備考欄】